

平成22年度第1回 海老名市景観審議会 議事録

開催日時等	平成22年11月10日(水) 9:00~11:00 於 政策審議室		
議案	説明及び報告事項 ・景観法・景観条例に基づく行為の届出等の状況報告 ・海老名市公共施設景観ガイドライン(道路編)について		
出席委員 ◎会長 ○副会長	◎飯塚 孝 ○清水 好夫 遠藤 新 加藤 仁美 澤地 正典 金子 絵美 富塚 洋 委員全員出席		
公開の可否	公開	傍聴者数	0人
事務局	まちづくり部長 小倉一夫 まちづくり部次長 飯田幸一 まちづくり部参事兼都市整備課長 小泉博 都市整備課 主幹兼都市整備係長 栗山昌仁、主査 押方みはる		
議事経過	・景観法・景観条例に基づく行為の届出等の状況報告 報告 ・海老名市公共施設景観ガイドライン(道路編)について 意見交換 詳細は別添のとおり		

議事経過詳細

景観法・景観条例に基づく行為の届出等の状況報告

会長	まず「景観法・景観条例に基づく行為の届出等の状況報告」について事務局より説明願います。
事務局	(資料に基づき報告) <ul style="list-style-type: none">・平成 21 年度の届出等件数・平成 22 年度の届出等件数 (10 月末時点)・事例紹介
会長	説明が終わりましたので、何かご質問等がありますか。
委員	届出されたものについて、どの地区であったかわかると良い。また、木竹の伐採について、どういった木が伐採されたのか事例をみたい。
事務局	今後、地図を付けるなどして報告するようにする。
委員	木竹の伐採については、自分で植えたもの、自然に生えてきたものの区別なく対象になるか。
事務局	木竹の伐採は、開発行為や建築物を建築するために伐採する場合に届出としており、庭木、自然に生えてきたものの区別はない。
委員	林を伐採した届出があるが、どのようなところか。重点的に保全しようという地区ではなかったか。
事務局	座間丘陵上の住宅地。宅地の造成に伴う伐採で、そこだけ林が残っていたような状況。保全しようという地区ではなかった。
委員	事例の中に、塗替えを開始してから届出指導したものがあつた。この場合の事業者は届出の必要がないと思っていたのかもしれないが、事業者の届出意識というのは根付いてきているか。
事務局	先ほどの事例は既存建物で規模も小さく、市外の事業者で届出制度を知らなかった。浸透度については、新築や大規模な増築の場合は窓口に来るが、塗り替えについては他法令にかかる事も少なく、把握しにくい。市内を時々回って、塗替えの足場が組まれている場合は声をかけるようにしており、これからも周知する。
会長	他にありませんか。なければ、本件につきましては報告でありますので、これまでとします。

海老名市公共施設景観ガイドライン（道路編）について

会長 次に「海老名市公共施設景観ガイドライン（道路編）について」事務局より説明願います。

事務局 (資料に基づき説明)

- ・公共施設景観ガイドライン作成の趣旨について
- ・海老名市内の状況について
- ・先進団体等の状況について
- ・スケジュールについて
- ・公共施設景観ガイドライン（道路編）構成について

会長 本件については、現段階では案を作成中で、今回は議決ではなく、委員の皆さんからの意見を、とのこと。説明の中で不明な点などご質問はありませんか。

委員 地域別の方針というのは説明を聴きながら確かに難しいと思った。幹線道路の話になるので、エリアを指定するというより、大きなゾーンで考えたほうが良いと思う。ただ、海老名駅周辺はエリアとしてあるかと思う。田園や住宅地のエリアは用途地域と連携するかもしれないが、大きな地域全体のゾーンで考えつつも、歴史的資源地域、インターチェンジ周辺地域など特に配慮しなければならない地域については別途設けるというような、二段階方式を考えると良いのではないか。

参考資料の青梅市のものは写真が入っていてわかりやすい。こうしたくないという事例とこうしたほうが良いという事例を載せると目指すべき方向が見える。

委員 地域別には難しくても、地域特性に配慮し何らかの形で反映するという考え方は良いと思う。

交通量の多い幹線道路と住宅地の道路では、道路のあり方も設置物も異なるので、道路のデザインを考えるときに、道路の類型化をしてはどうか。ゾーンという考え方以外に、もう一つ道路をランク分けして、こういう類型の時には基本的にこういう考え方があるという整理があってもいいのかと思う。ゾーンと類型の2つが統合され、景観に配慮したものが決まってくるのでは。インターチェンジ周辺での地域設定は難しいとのことだが、地域性からは難しくても、道路の類型からだと整理できるのではないか。

国や関連団体などのガイドライン類は多いので、今回このガイドラインの目的に、市にかかる道路は、このガイドラインを見れば全てをクリアできるように一本化する、ということがあったほうが良い。過去に扱ってきたマニュアルやデザイン指針とどう整合させるのか、あるいは国道は対象

外にするとのことだが、そういうものとの関係をどうするのかといった体系的な整理があったほうが良い。今後はこのガイドラインに一本化するということが目指す方向に必要で、目的の中に明記したほうが良いと思う。

事務局 各委員の意見を伺い、持ち帰って検討する。

委員 ガイドラインの中に開発事業や区画整理事業で公共施設として移管される道路も位置付けられていて面白いと思うが、どのように検討されるのか、考えがあれば教えて欲しい。

事務局 まだ細かいところまで詰めていない段階だが、全市的に網をかけたい。先程の類型化についても参考にし、地域・大きさ等も加味し検討したい。

事務局 基本的には公共施設管理者として、整備した道路を受けるという立場から、維持管理の面で意見として言えるかと思う。開発指導要綱の中でもお願いするという立場だが、後々の管理の面から必要と考える。

道路の区別としては主要幹線とか地区幹線等いろいろあり、周辺景観なども様々だが、景観的な面から見て人が心地よい色合いや形態は考えていかなければいけない。商業地域の隣に市街化調整区域という特殊な都市計画となっているので、その辺は今後充分検討していかなければならない。

委員 景観とは違うかもしれないが、歩道の資材や機能的なものというのはどうか。透水性があるとか歩きやすさとか、こういった基本的な事項を景観審議会で審議するかどうかということはあるが、これから歩道を整備する中で、高齢化社会に向け、色等の見た目の感じだけでなく、歩くという機能的な部分もあると思う。その辺はまちづくり、都市計画の中でどのように採り入れているのか。

事務局 現状として、歩道は透水性舗装が大原則で、できるだけ排水せずに染み込ませている。高齢化社会を見据えたルールについては、まだ道路部分では取り組んでいない。今回のガイドラインではそこまでは考えていなかったもので、取り組めるかを含め、検討してみたい。

委員 例えば中河内大橋の歩道は自然石を使っているが、凸凹で冷たい感じ。他に道路に関して、電柱の色使いは電力会社に要求することはできないか。電柱をなくすのは無理だろうが、色使いを検討することも、街中では必要ではないか。また照明は、所謂どぶ付け（亜鉛メッキ）と茶色の塗装では金額はどのぐらい差があるのか。

事務局 支柱だけの単価では倍ぐらい違う。通常のポールが15～16万、塗装だと

30 万以上。多少前後すると思うがおおよそそれぐらい。

委員

「デザインの基本方針」とあるが、デザインの考え方があって、その中に景観の考え方があると思う。道路をデザインするときに例えば環境に配慮した道路にするとすれば、その先に透水性舗装とか、関連設備があり、それが景観と調和するかという関係だと思う。本来ならデザインの基本方針が景観ガイドラインの外にあり、道路はこういう考え方で作る、という整理が良いのではないか。それと連動した基本方針が景観に関してあると。整理が可能かどうかということはあるが、考えたほうが良いのではないか。

例えば、歩道を歩行者と自転車レーンに分離し色を塗った例だが、これは色だけの議論ではなく、歩行者領域と自転車の領域をどのように分けてデザインするかという、標準断面的な問題のような気がする。デザイン的にうまく収めた上で、色の問題がくるのでは。自転車・歩行者共通の歩者空間の場合の考え方はこうで、そのときに景観はどうなるのか、そういうデザインの基本的考え方が景観の指針になるようなものとしてなければいけないのではないかという気がする。

事務局

市ではまだ道路としての整備指針がなく、基本的には県のをそのまま使用している。今のお話のあった歩車分離については、最近初めて取り組んだ例。自転車と歩行者レーンを色分けした例も現場としては初めてで、まずは試験的にやってみた。道路サイドとしてはまだ検証・検討している段階。本当は指針があり、それをもとに景観デザインがついてくれば良いが。必要性の認識はあるが、今現在はなく、時間的なこともあるが検討していかななくてはいけない部分だとは思う。

委員

全体が無理であれば、この部分だけでも考えて、景観と連動させるということをやってもいいかもしれない。ゆくゆくは全体考えられるのがベストだと思うが。

委員

道路はいろいろな種類がある。写真の事例を見ても、水路沿いの道と大きい道路とでは全く違うので、例えば防護柵を白にするというように画一的にはできないと思う。レベル分けが必要な気がする。

事務局

幹線道路と水路脇の歩道とでは機能的にも違う。その中でどう統一するか。現状、田園地域では、水路は安全上縦方向の転落防止柵、水田は縦横両方の柵がある。道路の指針が体系的に整備されない中で整備してきたので、うまくマッチングできるかどうか。防護柵一つとってもいろいろ議論があり、どうまとめていくか検討を重ねたい。

委員

今回は景観という視点から問題を取り上げたので、こういう報告になっ

たと思う。類型と整備指針をどうするかということを考えてるとともに、これまでのガイドラインを体系立て、市独自の景観ガイドラインを作ったら良い。その点を検討するとうまくまとまるのではという感想を持った。

委員 安全面から消火器や、緊急通報装置が市内に設置されているが、赤が目立つ色になっている。デザインの基本方針の中にも「安全と景観の両立をめざす」とあるが、その辺難しいところだが大事なことなので、安全面も考えて作って欲しいと思う。

事務局 安全は第一に考えなければいけないという認識でいる。例えば、車止めについて県は安全上で黄色、市では茶色に反射テープを貼る形のものが多い。県道では茶色の車止めに自転車がぶつかった事例があったとのこと。安全性を重視しながらどこまで統一感をだせるか配慮し、作っていきたい。

会長 今回の策定目的と適用範囲についての意見はもうありませんか。

委員 景観重要公共施設との連動というのは考えているか。

事務局 景観重要公共施設については、まだ指定に至らないが、候補はある。市の道路関連施設ではビナウォーク北側道路と海老名駅自由通路。ガイドラインは景観重要公共施設も念頭において作りたいと考えている。景観重要公共施設は細やかな色の指定、素材の指定を考えたい。まずガイドラインで一般的なベースを作り、その上で細かに考えていければ。全体の道路の景観ガイドラインは景観重要公共施設よりも緩やかなもので、一方景観重要公共施設の整備方針は具体的に絞って考えていくイメージでいる。

委員 デザインの基本方針で、「景観の脇役であることを意識する。～デザインコンセプトがあるもの以外」とあるので、この「以外」の部分のほうはどう考えられているのかと思ったので。このデザインコンセプトがあるもの以外という書き方は、シンボリックな位置付けがあるもの以外としたほうが良いのでは。

事務局 わかりました。

会長 他にありませんか。

なければ、本件につきまして、今回は決定事項ではありませんので、これまでとしたいと思います。

今回の審議会の意見を参考にしながら進めていただき、また案としてまとめてもらいたいと思います。

本日の予定については以上です。ご協力ありがとうございました。